

入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 改正要旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、次の改正を行います。

- 1 令和5年4月1日施行の「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）の改正により、障害福祉サービスの居住地特例対象施設に、令和5年4月1日以降に入居又は入所する介護保険施設等が新たに対象になったことから、障害者総合支援法の居住地特例による援護市において助成対象とするよう改めます。
- 2 他の都道府県又は市町村が実施する子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者を助成対象外として明記するよう整備します。
- 3 受給者が医療機関等を受診する際に、健康保険証と重心受給者証を提示する条文の規定について、オンラインでの資格確認でも可能とするよう整備します。
- 4 本市は、事務取扱上では喪失届を用いて事務処理を行っていましたが、届出事項に変更があった時の届出義務しか規定されていなかったため、資格喪失時の届出を追記するよう整備します。
- 5 その他、この改正に伴う項および号のずれ等文言の整理を行います。

施行日 公布の日（介護保険施設等への入居又は入所に伴う対象者の規定は、令和5年4月1日以降に入居又は入所した者に適用する。）